

会計事務所の仕事の一つに、相続税申告書の作成業務があります。相続税の基礎控除が 40%削減されたから、受諾件数は増えているように思います。中には税金の問題だけではなく、遺産の分割に関して、遺族間でさまざまなドラマが繰り広げられることがあります。今回は、珍しい「**危急時遺言**」についてご紹介したいと思います。この内容を知っていれば、ご自身だけでなく、親せきや知人にも役に立つ知識です。

●**事案の概要**

入居者が 30 世帯を超えるマンションと 1 億円近い預金を相続で取得していたご婦人（以下 A さん）が亡くなりました。戸籍上は、甥のみが相続人となります。ただ、この甥御さんは自分が相続人になるとは思っていません。なぜなら、A さんには B さんという子供がいるというのが親戚中周知の事実だったからです。

A さんは、亡夫が前妻との離婚成立前に B さんを産みました。本来、子供の戸籍は母親に付けるのですが、A さんの国籍（韓国籍）の問題もあり、B さんは父親の籍、すなわち前妻との子供として戸籍登録をされたのです。

弊所に税務相談で来られたときには、A さんと B さんは当然のように親子として名乗られましたし、そのように振る舞われたので違和感は全くありませんでした。

さて、1 年ほど前に肺がんの手術をされた A さんは、自分の夫の相続の際に遺言があったためスムーズに遺産分割ができたことから、弊所に遺言作成の相談がありました。その内容は、すべての財産を自らの子供である B さんに譲るというものでした。「では公正証書遺言で作りましょう」と準備を進める過程で戸籍を取

り寄せると、戸籍上の親子ではないことが判明したのです。さらに間の悪いことに、ほどなく B さんから、A さんが脳梗塞で入院されたという連絡が入りました。ここで A さんが亡くなると、B さんは相続人であることを証明することができず、財産も引き継げなくなってしまいます。

そこで、A さん B さんと面識がある T 弁護士を紹介、相談したところ、2 つの提案がありました。それが、親子であることを証明する DNA 鑑定と**危急時遺言**だったのです。

DNA 鑑定とは親子の口腔内の粘膜を採取して米国の検査機関に送り、その親子関係を鑑定してもらうものです。99.99%の精度をもち、司法的に有効なのだそう。これで税務署がどのような判断を下すのかはまだ分かりませんが、戸籍上の記載はなくても、医学的には親子関係が証明されることとなります。併せて財産を B さんが確保できるようにと出て来たのが**危急時遺言**なのです。

●**危急時遺言とは**

今回のような特殊な案件だけでなく、たとえば親が交通事故で重体となり病院に運び込まれて死に瀕した状態でも、意識さえはっきりしていれば、医師や看護師に証人になってもらうことにより、遺言書を作成することができます。

通常の遺言は、このような差し迫った状況ではなく、意識のしっかりしているとき（もちろん認知症ではないとき）に、公証人役場に行って「公正証書遺言」を作るか、自筆で「普通証書遺言」を作るのが一般的です。一方、「しまった、遺言書を作っておくべきだった」と本人と家族が思った時、緊急に作るのが「**危急時遺言**」で、遺族の無用の争いを防ぐ効果もあります。

●**危急時遺言の要件等**

生命の危険に瀕している時には、遺言の厳格な要件を満たすことが困難であることから、遺言書作成の要件が緩和されています。まず証人が 3 人必要で、遺言者がその証人の一人に口頭で遺言内容を伝え、証人がそれを筆記、その筆記した内容を他の 2 人の証人とともに確認した上で、署名押印する必要があります。

今回は病室で T 弁護士が聞き取りをしました。T 弁護士の「財産はすべて B さんにあげていいんですね」という問いに、A さんは強く頷き、「息子だから」とかすれた声でおっしゃいました。A さんの目には力がこもっていました。

完成した遺言書は、20 日以内に家庭裁判所に確認してもらわなくてはなりません。証人は T 弁護士と私、そして弊所の担当者だったのですが、それぞれに家庭裁判所の家裁調査官から呼び出しを受け、状況を確認されました。現在は遺言書成立の是非を問われている状況で、この後、改めて形式面を検認してもらう必要があります。

危急時遺言にせよ DNA 鑑定にせよ、戸籍上の親子関係はないのですから、民法上 B さんは A さんの子供ではないことになっています。そして、税法も民法の規定を援用しているので子供でないとされます。

したがって、B さんは A さんの民法上の法定相続人とはならないわけですから、税法上の法定相続人に関する各種優遇規定が使えないこととなります。つまり、法定相続人一人に付き認められている 600 万円の基礎控除や小規模宅地の軽減特例が使えないこととなります。そこで、DNA 鑑定をして親子関係を特定しておく必要があったわけです。